

第50回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年3月19日 金曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 伊藤 松雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について（小型いか釣り漁業（あかいか）他）
 - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
 - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ② かご（べにずわい）漁業の許可等の取扱方針の一部改正について
- ③ 石川県資源管理協定審査基準の策定について
- ④ 石川県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について
- ⑤ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- ⑥ 1月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年3月11日

3. 出席者

出席委員（13名）

会長	伊藤 松雄	会長代理	釜親 一雄
委員	志幸 松栄	委員	稲村 幸雄
〃	勝木 省司	〃	北橋 行夫
〃	坂下 優	〃	中村 浩二
〃	新谷 栄作	〃	中村 明子
〃	杉野 哲也	〃	土倉 修
〃	小川 英樹		

欠席委員（2名）

委員	中谷 英明	委員	西崎 松雄
----	-------	----	-------

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、島田主任技師
事務局 大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 知事許可漁業の更新について（小型いか釣り漁業（あかいか）他）

① 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について

(諮問・答申)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）

② 許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

(資料2-1～2-3参照)

- (2) かがご（べにずわい）漁業の許可等の取扱方針の一部改正について
水産課からの説明を受け、許可等の取扱方針の一部改正を承認した。
(資料3参照)
- (3) 石川県資源管理協定審査基準の策定について
水産課からの説明を受け、策定内容を了承した。
(資料4参照)
- (4) 石川県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する
定置漁業等の資源管理協定の策定について
水産課からの説明を受け、策定内容を了承した。
(資料5参照)
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
事務局から説明を受け、結果報告を了承した。
(資料6参照)
- (6) 2月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。
(資料7参照)
- (7) その他

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第 50 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 大内局次長 | 定刻となりましたので、ただ今から第 50 回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、福島局長は、所用のため欠席させていただきますので、私が代役をさせていただきます。
本日は、中谷委員、西崎委員から欠席の連絡を受けております。それでは、開会にあたり、伊藤会長からご挨拶をお願いします。
- 伊藤会長 | 皆様、ご苦労さまです。
本日は、第 21 期の最後の海区漁業調整委員会となりました。どうぞ、よろしくをお願いします。
それでは、委員会を始めます。
- 大内局次長 | ありがとうございました。
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
最初に次第、次に知事許可漁業の更新について（小型いか釣り漁業（あかいか）他の許可について）、資料-1「漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料 2-1「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針」、資料 2-2「かご漁業（ばい）の許可等の取扱方針」、資料 2-3「能登町沖合における刺し網漁業（雑魚類）の許可等の取扱方針」、資料-3「かご（べにずわいがに）漁業の許可等の取扱方針の一部改正について」、資料-4「石川県資源管理協定審査基準の策定について」、資料-5「石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について」、資料-6「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」、資料-7「2 月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてございます。
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。
それでは、伊藤会長、議事の進行をお願いします。
- 伊藤会長 | 本日の議事録署名人を「稲村委員」と「勝木委員」にお願いします。
[両委員了承]
- 伊藤会長 | それでは、議題 1 の「知事許可漁業の更新」について①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。あわせて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。
- 大内局次長 | [諮問文の朗読]
内容については、水産課より説明をお願いします。

12月に漁業法を改正した後、各漁業許可の更新を迎えるにあたり、事前に制限措置と取扱方針を併せて説明させていただいております。

今回は全部で3種類、許可の更新を迎えます。

資料1の制限措置の表と、資料2-1～2-3の3種類の許可方針を併せて見ていただきながら、説明を聞いていただければと思います。

まず、資料1の制限措置のなかの小型いかつり（あかいか）ですが、薄いグレーで色付けされている箇所が、昨年12月の制限措置の公示以後に新たに加わった内容です。

許可隻数の下に括弧書きで示しております遊休許可の隻数については、小型いかつり（あかいか）では、許可隻数381件に対し、そのうち59件となります。この件数は前回の当委員会で遊休許可の取り扱いを審議していただいたとおりに、許可の更新時の公示に合わせて示し、海区に諮らなくても随時許可をする取扱いをすることとしております。

今回、初めて、このように記載しましたが、今後も遊休許可の数については、許可の数に内数として括弧書きで公示したいと思っております。

次に取扱方針ですが、資料2-1の石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）に記載のとおりで、内容は、従来の取扱方針と同じです。

次に、かご（ばい類）漁業については、許可件数は1件、括弧内が（0）であり、遊休許可はございません。

また、漁業を営む者の資格については、能登町字小木に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者です。

取扱方針については、資料2-2の能登内浦海域におけるかご漁業（ばい類）の許可等の取扱方針となっております。

最後に固定式刺し網漁業（雑魚類）になりますが、こちらは、5隻と4隻に分けています。この違いは、漁業時期の7月1日から10月31日まで及び12月1日から翌年5月31日までの中で、一部操業時間の条件が異なることとなります。

この内容は、資料2-3能登町沖合における固定式さし網漁業（雑魚類）の許可等の取扱方針をご覧ください。

この2つ分かれているということですが、10ページの要望書に書いてありますとおり、平成29年から、5月の1ヶ月間を試験操業ということで許可を出しておりました。これを、今回、更新を迎えるにあたりまして、既存にあった能登町の固定式刺し網漁業（雑魚類）の漁業時期に、この1ヶ月分を加え、5月31日までの改正をしております。

要望書の内容については、これまで提出されている内容と同様ですが、関係漁業者とのトラブルは無く、水揚げの実績もあったことから、今回の更新のタイミングで既存許可に組み込むこととしております。

9 ページとなりますが、制限措置の漁業時期としては、7月1日から10月31日まで及び12月11日から翌年5月31日までとします。また許可隻数は5隻、4隻と分けていますが、これは8ページの⑧(1)制限措置1(2)制限措置2の区分となります。

この違いについては、投網終了から揚網開始までの時間が異なるもので、制限措置1が期間中は全て48時間であるのに対し、制限措置2は7月1日から10月31日までは午前9時から午後3時までは海中に網を設置してはならないという短い条件になっております。

ちなみに、この刺し網漁業につきましては、括弧書きに(0)と書いてありますとおり、遊休許可はありません。

以上で、制限措置の公示と許可の取扱方針を一括して説明しました。ご審議の程、お願いします。

伊 藤 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長 質問等はないようですので、①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示については、妥当であると判断し、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長 また、②許可等の取扱方針の制定については、この内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長 それでは、この内容を了承します。
では次に、議題2の「かご(べにずわいがに)漁業の許可等の取扱方針の一部改正」について水産課から説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師 資料3のかご(べにずわいがに)漁業の許可等の取扱方針の一部改正についてをご覧ください。

資料のほうは、14ページに概要、15ページに新旧対照表、16～19ページに許可等の取扱方針があり、20ページには県漁協金沢支所より提出された要望書があります。

それでは、14ページの概要版で説明いたします。

令和3年3月8日付けで石川県漁業協同組合金沢支所運営委員長から、かご(べにずわいがに)漁業1隻について、全国的に最も水揚げが集中する4～5月を休漁し、水揚げ時期を分散することにより経営の安定化に資するため、操業期間を変更したいとの要望がございました。

これを受けまして、水産課としては、

①休漁期間は現状と同様の2ヶ月間休漁であり、資源保護上の問題は無いこと

②関係漁業者から了解を得ており漁業調整上の問題は無いことから認めることとしたいと思っております。

次に、これまで変更内容である操業期間は、輪島・西海地区については3月1日から12月31日まで、金沢・小木地区については9月1日から翌年6月30日までと2区分でしたが、変更後につきましては、金沢地区を6月1日から翌年3月31日までという操業期間の区分を追加したいと思います。

なお、参考ですけれども、20トン以上の操業区域というのは、沖合50海里以遠になりますので、県内における20トン以上のべにずわいがに許可は1隻で、今回の金沢支所の船だけとなりますので、漁業調整上の問題は特段ないということで、改正したいと思っております。

その内容について、15ページには新旧対照表、16ページ以降は許可の取扱方針がありまして、改正部分を見え消しで示しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いします。

伊藤会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊藤会長

皆さん、よろしいですか。

それでは「かご（べにずわいがに）漁業の許可等の取扱方針の一部改正」については、了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊藤会長

では次に、議題3の「石川県資源管理協定審査基準の策定」と議題4の「石川県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定」につきましては、関連があるとのことで、一括してご審議をお願いします。

では、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

資料4と資料5を使って説明をしたいと思います。

資料4については、資源管理協定の審査基準です。こちらについては、資料23ページに示してあります協定の締結と認定に関する根拠法令に基づくものです。

これだけを見てもわかりづらいので、資料5にあります石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定を先に説明します。こちらで具体的な協定をイメージしていただければと思います。

資料については、24ページに概要、25ページから協定の全文があり、34ページに根拠法令となります。

それでは、24ページの概要版で説明します。まず、一番下のフロー図をみていただきたいと思います。

くろまぐろの資源管理は国際的な規制と併せて始まっていますが、国で資源管理基本方針を規定し、この方針に従って、石川県の漁獲量の配分が決定されており、数量については、前回の委員会でお知らせしたとおりです。

これを受けまして、県では資源管理方針で、漁業種類別の数量配分の基準及び知事管理数量遵守のための管理方法等を定めております。また、告示により、漁業種類別の数量を改めて示しております。

協定書につきましては、定められた数量を上手く守っていくための方法を記載することとなります。具体的には、個別漁獲量の上限や違反の場合の措置などとなります。

次に協定の本文を見ていきますと、資料の(1)目的については、石川県資源管理方針に定められた定置網管理区分の漁獲可能量を遵守するために、定置漁業等について取組内容を定め、漁業者間で協定を締結することとなっています。

(2)資源管理の取組み内容は、①漁獲サイズ制限5kg未満のくろまぐろ(小型魚)の生存個体の放流、②個別漁獲上限量の設定については、小型魚については過去10年実績に基づき各定置網に個別漁獲上限量で、大型魚については参加者あたり、累計6トンの水揚げで、漁獲中止を設定しております。

また、③留保枠等の取扱いについては、外浦(加賀～輪島支所管内)地区で漁期終了後に残枠が生じた場合には、県の留保枠として管理することとしております。

さらに、④を今回新たに規定しましたが、参加漁業者の間において双方が合意し、協定管理委員会が承認した場合には、漁業者間での漁獲量の融通を可能とする内容です。実際の運用方法は今後検討しますが、漁期が終了して残枠が余った場合に、誰かに自分の割り当て数量を使っても構わないという合意が得られれば、その方に譲るといえるものです。

(3)協定に違反した場合の措置は昨年同様のままです。5kg未満の個体の出荷及び個別漁獲上限量を超過した場合に①超過水揚量は、翌管理期間の漁獲上限から差し引く、②超過水揚金額は、県定置漁業協会又は県漁協へ抛出することとなっています。

(4)管理委員会の設置については、昨年同様、構成は石川県定置漁業協会、石川県漁業協同組合、石川県水産課、石川県水産総合センターの代表者等となっており、事務局は石川県定置漁業協会と石川県水産課で運営します。

(5)その他、協定管理委員会の機能、取組の履行確認、効果検証、漁獲量等の報告、議決権などについて、国の協定例に従って作り直していますが、骨子については、昨年度と同じ内容になります。

以上の協定については、今週の月曜日に県定置の役員会で合意を得られております。

それでは、資料4に戻りますが、石川県資源管理協定については、この審査基準に従って認定することとなり、内容につきましては、22ページにある国から示された〇〇県資源管理協定基準の例をもとに、同様な内容で石川県版として作成しております。この基準に

については3月末までに準備をして施行する予定です。
以上で、資料4と資料5に係る説明を終わります。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

伊 藤 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長

他になれば「石川県資源管理協定審査基準の策定」及び「石川県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定」については、このとおりに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

伊 藤 会 長

それでは、了承することとします。
それでは次に、議題5の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局の大内です。35ページの資料6をご覧ください。
昨日の3月18日14時から農林水産省8階の水産庁中央会議室において「第37回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が開催され、志幸委員が県水産総合センターの会議室にウェブ会議で出席しましたので、その結果概要を説明します。

まず、議事の結果概要ですが、最初に(1)九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示については、トラフグの資源管理のため、承認制として県ごとに隻数の上限設定、5海域毎・漁法毎の休漁期間の設定、小型魚（30cm以下）の再放流を行うということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

次に(2)有明海ガザミに関する委員会指示については、有明海ガザミの資源管理のため、抱卵ガザミの再放流、小型ガザミ（甲幅12cm以下）の再放流、軟甲ガザミの再放流、産卵期間（6/1～6/15）の採捕を禁止するというので、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

次に(3)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、新規の指示となりますが、遊漁者をクロマグロ資源管理の枠組みに組み込むため、くろまぐろ（小型魚：30kg未満）の採捕の禁止、くろまぐろ（大型魚：30kg以上）の採捕（尾数・総重量）報告を行うというものです。なお、指示期間は、令和3年6月1日から令和4年5月末日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

最後に、水産庁より(4)その他の①沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について、②新漁業法に基づく新たな資源管理について、③令和3年度資源管理関係予算についての説明がなされた後に、水産庁より石川海区から提出された「日本海における資源管理

の推進と操業の安全安心の確保」についての要旨説明がありました。

志幸委員からは、補足として、中国の大型漁船等による違法操業を許してはならず、日本海のスルメイカ漁場が喪失してスルメイカ資源が枯渇しないように、環日本海全体で資源管理を推進してほしい旨を発言され、那覇地区の山内委員からも、尖閣諸島周辺海域における安全操業の確保についての要望がありました。

これらの意見を受けて、水産庁の藤田資源管理部長からは、日本海の大和堆や尖閣諸島周辺については、海上保安庁と連携して漁業者が安心して操業できるように尽力していく旨の回答がありました。以上でございます。

伊 藤 会 長 志幸委員におかれましては、昨日はご苦労様でした。広域漁業調整委員会について、補足説明があれば、お願いします。

志 幸 委 員 今、事務局から報告があったとおり、くろまぐろの遊漁に関する委員会指示についても、いろいろな意見が出ましたが、漁業者の皆様も、水産庁からの説明を聞いて、最後は納得されました。

また、皆様に先月の委員会で同意をいただいた、外国漁船の違法操業については、大和堆のみならず尖閣諸島周辺についても合わせて、水産庁からは漁業者が安心して操業できるように尽力していく旨の回答がありました。

また、次年度の予算につきましても、資源管理関連につきましてもは倍増されまして、資源管理にかかる資源調査や評価の拡充がなされており、明るい光を感じてきた次第です。以上です。

伊 藤 会 長 お忙しい中、ご苦労さまでした。
ただいま、事務局と志幸委員より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長 では次に、議題6「2月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

沢 田 課 長 補 佐 水産課の沢田です。それでは、資料7の2月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。

[資料-7に基づき説明]

伊 藤 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

伊 藤 会 長 それでは、「その他」で何かございますか。

志 幸 委 員

私事で恐縮ですが、本日で、最後の委員会となりますので一言申し上げます。

平成4年に就任しまして、7期、28年間海区漁業調整委員をさせていただきました。

昔の委員会に比べますと、申請手続きや遊休許可の取扱い等々に加えて、近年は漁獲枠の導入による資源管理の審議がされてきました。

また、私も漁業者の立場から、様々な意見を述べさせていただきましたが、委員会の雰囲気も変わってきたと思います。

さらに、昨日の広域漁業調整委員会におきましては、資源管理の重要性が強調されておりまして、漁業調整から資源管理の時代へと変わってきているのかなと思います。

また、漁業後継者の問題につきましても、昔は漁業者の所得が多いためにやってこれたわけですが、現在、底びき網漁業をしている息子も所得が多いからやっていけると言っておりました。

そういう意味では、漁業者の所得向上が、後継者の育成につながっていくものと思いますし、資源管理をしっかりやって漁業所得が倍増できるように委員会で審議していただきたいと思います。

本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

伊 藤 会 長

ありがとうございました。他にございませんか。

北 橋 委 員

私も、3期、12年間委員をさせていただきました。

その間、感じたことは、海区漁業調整委員会と県漁協の支所が、もっと密に連絡を取り合って、資源管理や後継者育成について、力を入れていただきたいと思いました。

皆様、ありがとうございました。

伊 藤 会 長

ありがとうございました。他にございませんか。

他に無いようであれば、水産課の武田次長からお願いします。

武 田 次 長
兼 水 産 課 長

それでは、一言、申し上げます。

本日の委員会をもちまして、第21期の海区漁業調整委員会は終了となります。

委員の皆様には、1期4年間ということでも1年間に11回、いろいろなお仕事をされている中で、ほぼ毎月出席していただくというのは、大変なご負担をいただいたと思います。

お蔭さまで、皆様のご苦勞もありまして、石川県の水産行政は、うまくいっているのではないかと考えております。

特に、石川県の漁業というのは、沿岸漁業が盛んである一方で、大臣許可漁業を始めとする沖合漁業も相当な規模で行われているということで、他の県ですと、沿岸漁業と沖合漁業との間で軋轢があるのですけれども、石川県においては、うまく調整が図られていると思うのですけれども、そういう軋轢というものが少ないのではないかと感じております。

また、昨年12月に新しい漁業法が施行されました。私は、国にいる時に改正作業にも携わってきましたが、浜の方では円滑に施

行できるのかなと気にしながら、改正作業をしてきました。

実際に12月に施行されたわけですが、その前段階としまして、皆様には石川県の規則を改正しなくてはならないということで、大変な作業もやっていただきました。この点につきましても、皆様のご尽力のお陰であります。

浜の方では、混乱も起きていないということを聞いております。

これも、第21期の海区漁業調整委員会の皆様の成果と言ってはなんですが、ご苦勞された証であると考えております。

そういう様々なことをしていただいて、お陰さまで無事にこの1期4年間、水産行政を進めることができました。

改めて深い感謝の意を表して、御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

伊 藤 会 長

それでは、私から最後に、ご挨拶を申し上げます。

この4年間のうち、後期の2年間、会長という重責を無事におえることができましたのは、委員の皆様のお陰です。

第21期では、漁業権免許切替えや改正漁業法に伴う石川県漁業調整規則の改正に係る審議をしてきました。

最後の1年間は、コロナの関係で委員会を延期したり、場所が変わったりということもありましたが、委員の皆様からは、熱心な審議と貴重なご意見をいただきました。

委員の皆様への感謝と水産課の皆様へのお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員